

## 第2節 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項判定は、当該防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的を考慮し、次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表2を参考とすること。

### 第2 各項に共通する事項

1 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定すること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

2 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

#### (1) 機能従属

政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下政令別表防火対象物という。）の区分に応じ、別表1(i)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下主用途部分という。）に機能的に従属していると認められる同表(ii)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下従属的な部分という。）で次のアからウまでに該当するもの

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係を有すること。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第2-2-1表を参考とすること。

第2-2-1表

条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等，建築構造，建築設備（電気，ガス，給排水，空調等）等の設置，維持，改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が，主用途部分の利用者と同じか又は密接な関係を有すること。	<p>従属的な部分は，主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの，主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの，その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。</p> <p>1 従属的な部分は，主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>2 従属的な部分は，道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
ウ 当該従属的な部分の利用時間が，主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

(2) みなし従属

主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下，階段，通路，便所，管理室，倉庫，機械室等の部分の床面積は，主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分する。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり，かつ，当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項ニ，(5)項イ，(6)項イ(1)から(3)まで，(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ，又は宿泊させるものに限る。）を除く。）。

※ 共用される部分の床面積の按分は次によること。

ア 各階の廊下，階段，エレベーターシャフト，ダクトスペース等の部分は，各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室，電気室等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関，ロビー等は，共用される用途の床面積に応じて按分すること。

3 政令別表防火対象物の用途は，各項のイ，ロ，ハ又はニの号ごとに判定するものであり，同一項内のイ，ロ，ハ又はニの用途が混在する場合は，複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

4 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は，主として使用される実態によって決定すること。

5 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎，下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については，次により取り扱うものであること（第2-2-2表参照）。

(1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく，かつ，

当該防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下の場合  
は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

- (2) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合  
計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、  
当該防火対象物は当該政令別表防火対象物に該当するものであること。
- (3) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合  
計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、  
当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>  
を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するもので  
あること。
- (4) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合  
計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場  
合（5%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は複合用途防火対象物  
に該当するものであること。
- ア 一般住宅は、2(1)で定める従属的な部分に含まれないものであるこ  
と。
- イ 一般住宅と防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床  
面積と当該防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計とで用途  
を決定すること。

第 2-2-2 表

項 目		項
(1)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&gt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">政令別表防火対象物 で 50 m<sup>2</sup>以下のもの</div> </div>	一般住宅
(2)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&lt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">政令別表防火対象物</div> </div>	政令別表防火対象物
(3)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&gt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">政令別表防火対象物 で 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</div> </div>	複合用途防火対象物
(4)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">≒</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">政令別表防火対象物</div> </div>	複合用途防火対象物

- 6 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又車庫は、政令別表第 1 に掲げる  
防火対象物に該当しないこと。
- 7 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令  
第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- 8 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類す  
る高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第 1 に掲げる防火対象

物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀等によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。

- 9 仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。
- 10 未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として、事前に計画されていた用途によること。
- 11 休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。
- 12 トレーラーハウスを用いて営業を行うものは防火対象物として取り扱う。ただし、キッチンカー等の車両で、移動販売を主として営業するものはこの限りでない。

### 第3 複合用途防火対象物の取り扱いについて

- 1 第2.2若しくは5により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、政令別表第1(1)項、(2)項イ、ロ及びハ、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。  
この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。  
この場合、特定用途部分は、当該特定用途部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分すること。
  - (1) 特定用途部分以外の部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。
  - (2) 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。
- 2 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに第2.1及び2(2)を適用するものであること。

別表 1

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
(1)項イ	舞台部，客席，映写室，ロビー，切符売場，出演者控室，大道具・小道具室，衣装部屋，練習室，舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場，売店，食堂，喫茶室，ラウンジ，展示室，ホール，プレイガイド，クローク，プロダクション又は観覧場の会議室
(1)項ロ	集会室，会議室，ホール，宴会場，（その他上欄を準用）	食堂，喫茶室，専用駐車場，図書室，売店，展示室，遊技室，遊技室，クローク，託児室，サロン，談話室，結婚式場
(2)項イ	客席，ダンスフロア，舞台部，調理室，更衣室	託児室，専用駐車場，クローク
(2)項ロ	遊技室，遊技機械室，作業室，更衣室，待合室，景品場，ゲームコーナー，ダンスフロア，舞台部，客席	売店，食堂，喫茶室，専用駐車場，談話室，クローク
(2)項ハ	客室，通信機械室，リネン庫，物品庫，更衣室，待合室，舞台部，休憩室，事務室	託児室，専用駐車場，売店
(2)項ニ	客席，客室，通信機械室，リネン庫，物品庫，更衣室，待合室，舞台部，休憩室，事務室	託児室，専用駐車場，売店
(3)項イ	客席，客室，ちゅう房，宴会場，リネン室	結婚式場，専用駐車場，売店，ロビー
(3)項ロ	客席，客室，ちゅう房，宴会場，リネン室	結婚式場，専用駐車場，売店，託児室，会議室
(4)項	売店，荷さばき室，商品倉庫，食堂，事務室	催物場，写真室，遊技室，結婚式場，専用駐車場，美・理容室，診察室，集会室，喫茶室，キャッシュサービス，ビアガーデン，カルチャースクール
(5)項イ	宿泊室，フロント，ロビー，ちゅう房，食堂，浴室，談	娯楽室，宴会場，結婚式場，バー，会議室，ビアガーデン，両替所，旅行代理店，

	話室，洗濯室，配膳室，リネン室	専用駐車場，美・理容室，売店，プール，サウナ室，写真室，催物室，展望施設，喫茶室
(5)項ロ	居室，寝室，ちゅう房，食堂，教養室，休憩室，浴室，共同炊事場，洗濯室，リネン室，管理人室	売店，専用駐車場，ロビー，面会室，娯楽室，体育施設，ケア施設
(6)項イ	診療室，病室，産室，手術室，検査室，薬局，事務室，機能訓練室，面会室，談話室，研究室，ちゅう房，付添人控室，洗濯室，リネン室，医師等当直室，待合室，技工室，図書室，受付，臨床研究室	食堂，売店，専用駐車場，娯楽室，託児室，美・理容室，浴室，喫茶室
(6)項ロ	居室，集会室，機能訓練室，面会室，食堂，厨ちゅう房，診療室，作業室	売店，専用駐車場，喫茶室，美・理容室
(6)項ハ	居室，集会室，機能訓練室，面会室，食堂，ちゅう房，診療室，作業室	売店，専用駐車場，喫茶室，美・理容室
(6)項ニ	教室，職員室，遊技室，休養室，講堂，ちゅう房，体育館，教養室	食堂，専用駐車場
(7)項	教室，職員室，体育館，講堂，図書室，会議室，ちゅう房，研究室，クラブ室，保健室	食堂，売店，喫茶室，専用駐車場，談話室，学生会館の集会室，運動施設，学童保育室，同窓会・PTAの事務室，コミュニティスクール
(8)項	閲覧室，展示室，書庫，ロッカー室，ロビー，工作室，保管格納庫，資料室，研究室，会議室，休憩室，映写室，鑑賞室	食堂，売店，喫茶室，専用駐車場
(9)項イ	脱衣場，浴室，休憩室，体育室，待合室，マッサージ室，ロッカー室，クリー	食堂，売店，専用駐車場，喫茶室，託児室

	ニング室	
(9)項口	脱衣場，浴室，休憩室，クリーニング室	専用駐車場，売店，小規模サウナ，コインランドリー，食堂，喫茶室
(10)項	乗降場，待合室，運転指令所，電力指令所，手荷物取扱所，一時預かり所，ロッカー室，仮眠室，救護室	売店，食堂，旅行案内所，喫茶室，両替所
(11)項	本堂，拝殿，客殿，礼拝堂，社務所，集会所	宴会場，ちゅう房，結婚式場，専用駐車場，売店，図書室，研修室，喫茶室
(12)項イ	作業所，設計室，研究室，事務室，更衣室，物品庫，製品展示室，会議室，図書室，見学者用施設	売店，食堂，専用駐車場，託児室，診療所，娯楽室，浴室
(12)項ロ	撮影室，舞台部，録音室，道具室，衣装室，休憩室，リハーサル室，ホール	売店，食堂，専用駐車場，集会室，クローク，ラウンジ
(13)項イ	車庫，車路，修理場，洗車場，運転手控室	売店，食堂，管理室
(13)項ロ	格納庫，修理場，休憩室，更衣室	専用駐車場
(14)項	物品庫，荷さばき室，事務室，休憩室，作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店，食堂，専用駐車場，展示室，トラックバース，車路
(15)項	事務室，休憩室，会議室，ホール，物品庫，談話室，控室，教養室，浴室，視聴覚室	売店，食堂，専用駐車場，診察室，体育室，喫茶室

備考1 (6)項イにおいて，病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は，(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱うこと。

2 (7)項において，同一敷地内の独立性の高い施設は，当該用途に供するものとして扱うこと。

3 (11)項において，結婚式の披露宴会場で，独立性の高いものは本項に該当しないこと。また，礼拝堂及び聖堂は，規模，形態にかかわらず本項に該当すること。

4 (12)項イにおいて，同一敷地内にある独立性の高い施設は，当該用途に供するものとして扱うこと。

5 (15)項関係

(1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは，本項に該当すること。

(2) 主として体育競技に使用されるもので，小規模な観覧席（興行目的の観覧席を有するものを除く。）を有するものは，本項に該当すること。



別表2 政令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客席を有する競技施設</li> <li>・野球場</li> <li>・相撲場</li> <li>・競馬場</li> <li>・競輪場</li> <li>・競艇場</li> <li>・体育館</li> <li>・寄席</li> <li>・サーカス</li> <li>・ストリップ劇場</li> </ul>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものをいう。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席又は立席が含まれるものをいう。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まないこと。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないこと。</p>
(1) 項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館</li> <li>・文化会館</li> <li>・集会場</li> <li>・公民館</li> <li>・自治会館</li> <li>・福祉会館</li> <li>・音楽室</li> <li>・貸ホール</li> <li>・貸講堂</li> <li>・貸会議室</li> <li>・結婚式場（披露宴会場を含む。）</li> <li>・葬儀場等</li> </ul>	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが月5日以上行われるものであること。</p> <p>2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生世代の居場所</li> </ul>	<p>に，第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合</p> <p>(3) (2)と同一の形態による貸会議室において，テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(4) (1)から(3)までと同一の利用形態並びに管理状態において特定の者のみを対象とした講演会，研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合</p>
(2) 項イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 キャバレーとは，設備を設けて客にダンスをさせ，かつ，客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</li> <li>2 カフェーとは，設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいい，キャバレーに含まれるものは除くこと。</li> <li>3 ナイトクラブとは，設備を設けて客にダンスをさせ，かつ，客に飲食をさせる施設をいう。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ</li> <li>・バー</li> <li>・サロン（ピンクサロン含む。）</li> <li>・ホストクラブ</li> <li>・キャバクラ</li> <li>・スナック</li> <li>・ディスコ（飲食の提供のあるもの）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下風営法という。）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる営業の用に供されるもので，主として洋式の客席を設けて，客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）を</li> </ol>

			<p>し、又は客にダンスをさせる設備を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）で定める様式の設定は次によること。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 m<sup>2</sup>以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の 5 分の 1 以上であること。</p> <p>(2) カフェの客席は 16.5 m<sup>2</sup>以上であること。</p>
(2) 項口	<p>1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場、その他の競技を行わせる施設をいう（観客席を有しないものに限る。）。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 ダンス講師の指導により、客にダンスをさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレエ教習場は含まないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・碁会所</li> <li>・将棋道場、将棋センター</li> <li>・マージャン屋</li> <li>・パチンコ店</li> <li>・ビリヤード場</li> <li>・ゲームセンター</li> <li>・ボーリング場</li> <li>・屋内アイススケート場</li> <li>・屋内ローラースケート場</li> <li>・ダンス教習所</li> </ul>	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場がおおむね 66 m<sup>2</sup>以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいう。</p>

<p>(2) 項ハ</p>	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次の(1)又は(2)に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。</p> <p>(1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するものをいう。）</p> <p>(2) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）として、次のアからウまでに掲げる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの）</p> <p>ア ニードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するものをいう。）</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するものをいう。）</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファッションヘルス</li> <li>・性感マッサージ</li> <li>・イメージクラブ</li> <li>・SMクラブ</li>   <li>・ニードスタジオ</li>   <li>・のぞき部屋</li>   <li>・出会い系喫茶</li> </ul>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等に分類されるものについては、本項として取り扱わないこと。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。</p>
-------------------	---	---	---

	<p>項第 6 号に規定するものをいう。) 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見て面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第 1 号又は第 2 号に該当するものを除く。）</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。  (1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗  (2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セリクラ</li> </ul>	
(2) 項ニ	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。  (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗  (2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第 2 条第 9 項に規定するものをいう。）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケボックス</li> <li>・インターネットカフェ</li> <li>・漫画喫茶</li> <li>・複合カフェ</li> <li>・個室ビデオ</li> <li>・テレフォンクラブ</li> </ul>	<p>1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とする</p>

	含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。		ものではないこと。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料亭</li> <li>・割烹</li> </ul>	(2) 項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設(セルフサービス式のものも含む。)をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。 ※食品衛生法の営業許可を受けているかは問わない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店</li> <li>・食堂</li> <li>・そば屋</li> <li>・すし屋</li> <li>・レストラン</li> <li>・居酒屋</li> <li>・ビアホール</li> <li>・スタンドバー</li> <li>・ライブハウス</li> <li>・小料理屋(接待の伴わないものをいう。)</li> </ul>	<p>1 風営法第 33 条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立見とした場合を含む。)を有し多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(4) 項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚店</li> <li>・肉店</li> <li>・衣料店</li> <li>・洋服店</li> <li>・家具店</li> <li>・電気器具店等の小売店舗</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋</li> </ul>	<p>1 卸売問屋は、本項として取り扱わない。</p> <p>2 店頭で物品の受け渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 テイクアウト形式の飲食物品の物品販売店舗に</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業用給油取扱所</li> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・レンタルショップ</li> <li>・展示を目的とする産業会館</li> <li>・博覧会場</li> <li>・見本市会場</li> <li>・自動車販売展示場</li> <li>・コンビニエンスストア</li> </ul>	<p>において、客が利用する部分の床面積のうち、客席として利用する部分が50%に満たないものを本項として扱い、それ以外を3項口として扱う。</p>
(5) 項イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</li> <li>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</li> <li>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</li> <li>4 簡易宿所とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいう。</li> <li>5 主として団体客を宿泊させるものとは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。</li> <li>6 民泊とは宿泊用に提供された個人宅の一部及びマンション等の空き室に宿泊すること（人を宿泊させる間、当該住宅又は住戸に家主が不在とならない、かつ、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であるものを除く。）。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館</li> <li>・ホテル</li> <li>・ワンルームマンション（日割りで宿泊させるものをいう。）</li> <li>・保養所</li> <li>・ユースホステル</li> <li>・ロッジ</li> <li>・貸研修所の宿泊室</li> <li>・簡易宿泊所</li> <li>・民宿</li> <li>・青年の家</li> <li>・ラブホテル</li> <li>・モーテル</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱うこと。</li> <li>2 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</li> <li>(3) 深夜営業、24時間営</li> </ol> </li> </ol>

			業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
(5) 項ロ	<p>1 寄宿舍とは，官公庁，学校，会社等が従業員，学生，生徒等を集団的に居住させるための施設をいい，宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは，1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは，住宅として用いられる 2 以上の集合住宅のうち，居住者が廊下，階段，エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション</li> <li>・アパート</li> <li>・社員寮</li> <li>・研修所の宿泊施設</li> <li>・ウィークリーマンション</li> <li>・シルバーマンション</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・シェアハウス</li> </ul>	<p>1 共同住宅は，便所，浴室，台所等が各住戸に存在することを要せず，分譲，賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下，階段等の共用部分を有しない集合住宅は，長屋であり，共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅については，状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には(5)項ロとして取り扱い，共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われている場合には，要介護状態区分が 3 以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合，(6)項ロ(1)として取り扱い，</p>



			<p>半数未満の場合，(6)項ハ(1)として取り扱う。</p> <p>4 シェアハウスとは，業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で，便所，浴室，台所等を共用するものをいう。</p>	
(6) 項イ	(1)	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で規定するものを除く。）をいう。</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名（内科，整形外科，リハビリテーション科その他の省令第5条第4項で規定する診療科名をいう。）を有すること。</p> <p>2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>	<p>・ 医院</p> <p>・ クリニック</p>	<p>1 病院とは，医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 あん摩，マッサージ，はり，きゅう等の施設については，(15)項として取り扱う。</p> <p>3 保健所は，(15)項として取り扱う。</p>
	(2)	<p>次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p>		<p>診療所とは，医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって，患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p>
	(3)	<p>病院（(1)に掲げるものを除く。），患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。</p>		<p>助産所とは，助産婦が公衆又は特定多数の人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって，妊婦又は</p>

				じょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう。
	(4)	患者を入所させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。		
(6) 項口	(1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、60歳以上の者（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない者又は家庭の事情によって家族との同居が難しい者を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定め</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅で、共用スペースにおいて入浴や食事の提</p>

	<p>るものを供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護・介護，リハビリテーション，その他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，その他これらに準ずる施設に短期入所させ，養護することを目的とする事業を行う施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは，利用者の住み慣れた地域で主に通所により，機能訓練及び入浴，排せつ，食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり，職員が利用者宅に訪問し，また，利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活支援事業を行う施設とは，老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ，業として入浴，排せつ，食事等の介護，機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li>   <li>・ショートステイ</li>   <li>・小規模多機能ホーム</li>   <li>・認知症高齢者グループホーム</li>   <li>・お泊りデイサービス</li> <li>・複合型サービス</li> </ul>	<p>供等の福祉サービスの提供が行われている場合は，要介護状態区分が 3 以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは，次のいずれかに該当するものをいい，本項として取り扱う。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させないことが明らかでない場合であって，月におおむね 5 日間以上反復継続して，複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの</p> <p>(2) 宿泊サービスを利用する要介護状態区分が 3 以上の者が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの</p> <p>なお，いずれにも該当しない場合は，(6)項ハ(1)として取り扱う。</p>
--	--	---	---

	(2)	<p>救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> </ul>	
	(3)	<p>乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> </ul>	
	(4)	<p>障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設</li> </ul>	
	(5)	<p>1 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。  ※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。</p> <p>2 短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>3 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行う施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・短期入所施設</li> <li>・障害者グループホーム</li> </ul>	<p>「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。  なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら健康福祉局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。</p>
(6) 項ハ	(1)	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> </ul>	<p>「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。また、介護</p>

	<p>施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホームとは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム</li>   <li>・ 老人福祉センター</li>   <li>・ 老人介護支援センター</li>   <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>	<p>居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。</p>
--	---	--	---

	<p>サービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能ホーム</li> </ul>	
(2)	<p>更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設</li> </ul>	
(3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>2 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設を含むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設</li> <li>・保育所</li> </ul>	<p>1 認可外の保育施設も本項として取り扱う。</p> <p>2 宿泊施設がなく、各種相談のみを行う児童家庭支援センターは(15)項として取り扱う。</p>

	<p>3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、設置される施設をいう。</p> <p>4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li>   <li>・ 児童養護施設</li>   <li>・ 児童自立支援施設</li>   <li>・ 児童家庭支援センター</li>   <li>・ 一時預かり事業（一時</li> </ul>	
--	--	---	--

	<p>り事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。</p> <p>8 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>9 (6)項ハ(3)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう（(6)項ロに掲げるものを除く。）。</p>	<p>保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭保育事業（保育ママ）</li> </ul>	
(4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>2 児童心理治療施設とは，軽度の情緒障害を有する児童を短期間，入所させ，又は保護者の下から通わせ，その情緒障害を治療し，併せて退所した者についての相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは，障害児につき，通所により，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>4 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul>	



	除く。)とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		
(5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>2 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul>	「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。

	<p>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴，排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，一定の期間，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活支援を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う施設を</p>	<p>・ 障害者ショートステイ</p> <p>・ 障害者グループホーム</p>	
--	--	---	--

		いう。		
(6) 項二	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。			幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防学校</li> <li>・警察学校</li> <li>・理容学校</li> <li>・美容学校</li> <li>・洋裁学校</li> <li>・外語学校</li> <li>・料理学校</li> <li>・自衛隊学校</li> <li>・看護学校</li> <li>・気象大学校</li> <li>・予備校</li> <li>・学習塾</li> <li>・パソコン教室</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法（昭和 22 年法律第 22 号）では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40 名以上であり、校舎面積が 130 m<sup>2</sup>以上とされている。</li> <li>2 学校教育法に基づき、各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が 115.7 m<sup>2</sup>以上のものを本項として取り扱い、それ未満のものは(15)項として取り扱う。</li> <li>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</li> <li>4 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として</li> </ol>	

	<p>成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		<p>取り扱う（そろばん、書道塾等）。</p>
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民族資料館</li> <li>・郷土館</li> <li>・記念館</li> </ul>	
(9) 項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サウナ風呂</li> <li>・岩盤浴</li> <li>・ソープランド</li> </ul>	<p>公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p>
(9) 項ロ	<p>(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯</li> <li>・スーパー銭湯</li> </ul>	<p>主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場又は蒸気浴場のあるものは、全体を本項として取</p>

			り扱う。
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>		<p>1 一般的に、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p> <p>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。</p>
(12) 項イ	<p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>	<p>・宅配専門ピザ屋</p> <p>・給食センター（学校と敷地を異にするものをいう。）</p>	<p>運送会社等の中継施設（荷さばきを含む。）については(14)項として取扱う。</p>
(12) 項ロ	<p>映画スタジオ及びテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。</p>		
(13) 項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で規定する自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により断続的</p>		<p>1 自動車車庫及び駐車場は、営業用及び自家用を問わないものであること。</p> <p>2 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び</p>

	に停車させる施設をいう。		自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 3 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については、(15)項として取扱い、オートバイを保管する部分については本項として取扱う。
(13) 項口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失又は損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいい、事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署</li> <li>・銀行</li> <li>・事務所</li> <li>・取引所</li> <li>・理容室、美容室</li> <li>・ラジオスタジオ</li> <li>・発電所、変電所</li> <li>・ごみ処理場</li> <li>・火葬場</li> <li>・ゴルフ練習場</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・卸売市場</li> <li>・写真館</li> <li>・保健所</li> <li>・新聞社（新聞販売所）</li> <li>・郵便局</li> <li>・研修所</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所とは、営利的事業又は非営利的事業を問わず、人の事業活動の行なわれる一定の場所をいう。</li> <li>2 一般住宅は、本項に含まれないものであること。</li> <li>3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</li> <li>4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は本項に該当す</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング店（取次店に限る。）</li> <li>・職業訓練所</li> <li>・動物病院</li> <li>・モデル住宅</li> <li>・車検場</li> <li>・駐輪場</li> <li>・スイミングクラブ</li> <li>・テニスクラブ</li> <li>・マッサージ（個室含む。）</li> <li>・レンタルルーム</li> <li>・はり灸院</li> <li>・接骨院・エステ</li> <li>・放課後児童クラブ（子どもルーム）</li> <li>・調剤薬局</li> <li>・研究所</li> </ul>	<p>るものであること。</p> <p>5 歯のホワイトニングのみを行う施設は本項に該当するものであること。</p>
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（16 項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（16 項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16 の 2) 項	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p>

			<p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。</p>
(16の3)項	<p>準地下街とは、建築物の地階（(16)の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）</p>		<p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築</p>



			<p>物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まれないものであること。</p>
(17) 項	<p>本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の定めにより重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡若しくは重要な文化財として指定され，又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定により重要美術品として認定された建造物をいう。</p>		<p>1 重要文化財とは，建造物，絵画，彫刻，工芸品，書籍，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上，価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>2 重要有形民族文化財とは，衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民族芸能及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要な</p>

			<p>もので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの</p> <p>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門扉等が含まれるもの</p>
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであるこ

			と。 2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条の規定を適用しない船舶等で総トン数 5 t 以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年 3 月法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年 4 月法律第 76 号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第 1 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救護用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(2) 係船中の船舶</p> <p>(3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第 32 条に規定する船舶総 t 数 20 t 未満の漁船で専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>3 鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条に規定する消火器を備え付けなければならない</p>

			<p>い場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執行する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条規定する消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条に規定する消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に規定する消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定め</p>
--	--	--	--

			<p>る消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては 5kg，猟銃雷管にあつては 2,000 箇，実砲，空砲，信管及び火管にあつては 200 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる火薬類，危険物，可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん</p>
--	--	--	---

			<p>引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 8 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員 11 人以上</p>
--	--	--	--

			の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上 の自動車をけん引する けん引自動車 (9) 幼児専用車
--	--	--	--